

第92回 奈良国際文化観光都市建設審議会 会議録

日時：平成21年6月2日（火）

午後2時から4時

会場：奈良市役所 北棟6階

第22会議室

司会

定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。審議会の開催に先立ちまして、今回の審議会から当審議会委員にご就任いただきました皆様を、ご紹介させていただきます。本年の国土交通省の人事異動により八尾光洋様が奈良国道事務所長に就任されました。また、奈良県警察の人事異動により、森岡秀様が奈良警察署長に就任されました。奈良国道事務所長の八尾光洋様です。なお森岡委員におかれましては、本日公務のため欠席されています。また、本年4月の人事異動により、事務局にも変更がありましたので、紹介させていただきます。

都市整備部長

都市整備部長の戸尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画室長

都市計画室長の湯浅でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長

都市計画課長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

企画政策課長

企画政策課長の吉村です。よろしくお願いいたします。

司会

それでは、第92回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めたいと思います。〇〇会長、よろしくお願いいたします。

〇〇会長

〇〇でございます。これから、奈良国際文化観光都市建設審議会を開催させていただきます。今日はたいへん暑くなりましたが、またたいへんご多忙の方が多いと思いますけれども、この審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の案件は2件でございますが、その議事に入ります前に、委員の出席状況につきまして、事務局からご報告ください。

司会

ご報告申し上げます。現在の当審議会委員総数 25 名のところ、本日ご出席いただいております委員数は 14 名でございます。

〇〇会長

はいありがとうございます。

司会

すみません、失礼しました、16 名です。

〇〇会長

ただいまの報告で、出席委員の方が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。本日は傍聴ならびに報道関係の方もおられないようでございますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。委員の皆様方には、いつものことでございますけれども、どうぞ十分にご審議いただきますように、また、円滑な会の運営にご協力をお願いしたいと思います。本日の案件は 2 件でございますけれども、そうですね、だいたい 4 時頃までには終わらせていただけるかというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、すでにお手元にお届けしてあると思っておりますけれども、大和都市計画、それは奈良国際文化観光都市建設計画の、道路、中登美ヶ丘鹿畑線の変更案と、もうひとつは、「奈良市緑の基本計画」(案)でございます。なお、先の案件は、ここで奈良市の決定としてご審議をいただきたいと思っております。

また、2 番目の緑の基本計画案は、奈良市長から当審議会に諮問されております件でございます。いずれも十分にご審議をお願いしたいと思います。そこで最初にまず、大和都市計画道路の変更案、中登美ヶ丘鹿畑線の審議をしていただきたいと思います。事務局からご説明をいただきたいと思います。どうぞお手元の資料をご参照いただきながら、お聞きいただければと思います。お願いします。

事務局

それでは、ただいまから、大和都市計画道路「中登美ヶ丘鹿畑線」の変更案につきまして、説明をさせていただきます。初めに、「中登美ヶ丘鹿畑線」の位置につきまして、説明させていただきます。お手元の資料 1-1 ページをご覧ください。

本計画地は、奈良市の北西部に位置しておりまして、奈良市第 3 次総合計画「後期基本計画」の市街地整備におきまして「近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区整備」として位置づけられた地区になっております。中登美ヶ丘 4 丁目交差点から、二名町、押熊町を經由いたしまして、生駒市鹿畑町に在しております都市計画道路「鹿畑駅前線」を繋ぐ幹線街路となっております。また、本計画地周辺地区は、関西文化学術研究都市の区域内にございまして、文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指した区域となっております。

続きまして、本計画地周辺の空中写真でございます。お手元の資料の 1-2 ページをご覧くださいませ。

赤色の線で示しておりますのが、今回の「中登美ヶ丘鹿畑線」でございます。

青色の線および点線につきましては、生駒市が平成14年8月に都市計画決定しました「鹿畑駅前線」で、延長が約1010mでございます。青色の点線で示しておりますのが、すでに事業が完了した区間になっておりまして、延長が約700mとなっております。

「中登美ヶ丘鹿畑線」の南側の東西に走っている道路が「押熊真弓線」となっております。また、学研奈良登美ヶ丘駅西側の南北に走っている道路が「大淵鹿ノ畑線」となっております。

「中登美ヶ丘鹿畑線」は、中登美ヶ丘4丁目交差点から、奈良市と生駒市の市境界「鹿畑駅前線」までの、延長約540mの都市計画道路となります。

この道路が完成いたしますと、都市計画道路「押熊真弓線」から「中登美ヶ丘鹿畑線」「鹿畑駅前線」を経由いたしまして、学研奈良登美ヶ丘駅を繋ぐアクセス道路となります。なお、「鹿畑駅前線」はすでに、都市計画道路「大淵鹿ノ畑線」に接続しておりまして、一部供用を開始しております。

続きまして、計画書の説明に移らせていただきます。都市計画道路3・4・127号「中登美ヶ丘鹿畑線」を次のように追加します。

種別につきましては、幹線街路。名称、番号につきましては、3・4・127号。路線名につきましては、中登美ヶ丘鹿畑線。位置、起点が奈良市二名町、終点が奈良市押熊町となっております。区域、延長につきましては、約540m。構造形式につきましては、地表式。車線の数につきましては、2車線。幅員につきましては、18m。地表式の区間におけます鉄道等との交差の構造につきましては、近鉄けいはんな線と立体交差となっております。備考といたしまして、すべて奈良国際文化観光都市建設計画道路となっております。

続きまして、理由書に移らせていただきます。

本路線が位置する近鉄けいはんな線「学研奈良登美ヶ丘駅」周辺は、奈良県の住宅および住宅地の供給に関する計画のなかで、「重点供給地域」に設定されているとともに、「奈良市第3次総合計画」においても都市基盤整備を行い、商業、業務、住宅および文化機能を備えた個性豊かで魅力ある市街地の形成を適切に誘導し、関西文化学術研究都市と連携した地域拠点として、また「奈良市都市計画マスタープラン」においては、市北部の生活拠点として総合的な整備をめざしている地区であります。

本路線は、都市計画道路押熊真弓線周辺地域等から発生集中する交通量を円滑に処理するとともに、近鉄けいはんな線「学研奈良登美ヶ丘駅」へのアクセス性を確保する重要な道路として計画するものがございます。

次に、計画図の説明に移らせていただきます。お手元の資料の1-4ページをご覧ください。

先ほど、計画書で説明いたしましたとおり、車線の数が2車線でございます。道路幅員が18m、道路延長が約540mとなっております。

次に、標準断面図に移らせていただきます。お手元の資料の、1-5ページをご覧ください。

車線の幅員が3m、停車帯幅員が1.5mの2車線で、車道の幅員は合計9mとなっております。

また、自転車歩行者道の幅員が3m、植樹帯が1.5mで、車道の幅員を併せますと、道路全体の幅員が18mとなります。

次に、構造一覧に移らせていただきます。項目と採用値を読み上げさせていただきます。

道路区分が第4種第3級、設計速度が40km/hとなっております。車線数2車線でございます。車線幅員が3m、停車帯幅員が1.5m、植樹帯幅員が1.5m、自転車歩行者道幅員が3mでございます。

最後に、開発計画図の説明をさせていただきます。お手元の資料の1-6ページをご覧ください。

本計画道路周辺地区では、民間業者が区画整理事業による開発を予定しております。

開発面積は、奈良市側が約20.3ha、生駒市側が約7haの合計約27.3haとなっております。

また、土地利用計画といたしましては、戸建住宅や複合施設などの宅地、道路や公園などの公共施設、汚水処理場や集会所などの公益施設を計画しております。

なお、開発計画図に記載しております内容につきましては、開発事業者が今後関係機関と調整するなかで、変更の可能性があると考えられます。それに際しましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、この都市計画の案につきまして、先月5月14日から5月28日の期間におきまして、縦覧いたしました。縦覧期間内におきまして、意見の提出がなかったことを、この場をいただきましてご報告させていただきます。

以上で、大和都市計画道路「中登美ヶ丘鹿畑線」の変更案についての、説明を終わらせていただきます。

〇〇会長

ありがとうございました。

ご説明いただきましたように、大和都市計画道路の「中登美ヶ丘鹿畑線」540mを開設するということとともなって、計画道路の変更ということをご討議いただくということになります。

近鉄けいはんな線登美ヶ丘駅のそばの道路ということで、最後に説明がありましたように、すでにこの計画道路を挟んで東西に住宅地が開発されるという計画になっておるところでもございます。

それでは、この件につきまして、委員の皆様のご質問やご意見を承りたいと思いますので、どうぞ自由に忌憚のないところを、ご発言いただきたいと思います。どなたからでも結構でございます。はいそれでは〇〇委員。

〇〇委員

この道路を、計画道路について、私は異論はありません。前からちょっと気になっただけなんですけれども、このへん急速に〇〇さんのマンションが建ち、スーパーマーケットもできましたし、新しい、いわゆるニュータウンとして、この状態が変わりつつあるのですけれども、教育施設として、私学がきておられますけれども、あと公立としては高等学校と中学校は近くにあるわけで、これ小学校の皆さん方は、これあと戸建住宅でもかなりの軒数が建つと思うのですけれども、ここへ来られた子どもたちは、どこの小学校へ通うのですか。

事務局

図面の1-4ページを見ていただきたいと思います。その図面の左端の所に、ちょっと見にくいですが、登美ヶ丘小学校がございまして、そこへの通学になってまいります。以上でございます。

〇〇委員

登美ヶ丘小学校。ということは、かなり西のほうですね。これ距離どれくらいあるのですか。登美ヶ丘小学校校区ということになるわけですか。

事務局

あ、すみません、お待たせしました。新規の開発予定地の中心部から、約600mでございます。

〇〇委員

鶴舞小学校との距離はどのくらいですか。

事務局

鶴舞小学校まではちょっとスケールアップしてませんが、1 km 500 程度あるかと思います。

〇〇委員

はい、結構です。

〇〇会長

教育委員会の人がおれば、明確に答えられると思うのですが、申しわけありません。〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

今、バスがここで迂回していますけれども、この道路はどのようになるのでしょうか。

事務局

今現在、バスの運行計画については、まだ協議の中に入れておりませんが、はっきりしたことを申し上げることはできませんけれども、当然、駅へのアクセス道路にもなっております。そういった面から、乗り入れも今後検討されるとは思っておりますが、はっきりしておりません。

〇〇会長

ちょっと私のほうからも1つうかがいますが、この住宅の開発と、この道路の開設というのは、同時並行なんですか。あるいは、道路のほうが先行するのですか。住宅地の開発を見ながら、道路がつくれるのですか、ちょっとそのへんのあたりの説明をお願いします。

事務局

開発につきましては今現在、市、県と基本的な内容について、調整が終わっております。今後、この開発につきましては、区画整理事業という資本のなかで、開発者は展開をしていきたい、このように考えていらっしゃいます。

そういったなかで、道路を先行するということになりますと、非常に丘陵地の部分でもございますので、なかなか道路を先行して整備するのは、地形的に非常に難しいというふうに思っております。

したがって、区画整理事業と並行に、道路整備が進んでいくというかたちのスケジュールになってまいると考えております。

〇〇会長

そうすると、だいたいあと何年くらい。

事務局

この道路をご承認いただくということを前提に考えますと、その道路を骨格として、基本的に開発計

画が進められております。そういったところで、次にステップとしては、この都市計画道路の基盤といたしまして、開発計画が具体化詳細になってまいります。

そういったなかで、当然この審議会でもご議論いただくこととなりますけれども、用途地域の変更も考えさせていただいております。そういったなかの手続きを終えて、区画整理事業等の手続き、いわゆる事業認可、区画整理事業の認可というかたちの手続きに入っております。

その後の事業着手になりますので、いくら早くても来年度、早くても来年度かなと思っておりますが、そこらのスケジュールがちょっと明確になっていないような状況でございます。

〇〇会長

わかりました。先ほど〇〇委員から質問があった小学校への直線距離は 600m というのですが、ちょっと今お聞きしましたら、かなり山の上に学校があるそうですね。登校の時にはずいぶん上がっていかねければならないということのようです。

〇〇委員

600m というのは直線距離やからね。

〇〇会長

上りですからきついですかね。どうぞ〇〇副会長。

〇〇副会長

今もちょっと話題に出ておりましたけれども、急坂、中登美ヶ丘 4 丁目のところですか、西登美ヶ丘 4 丁目ですね。交差点が、平城山通りと、それからこの中登美ヶ丘鹿畑線のちょうど交わっているところですけど、あれ西登美ヶ丘？ 中登美ヶ丘 4 丁目ですか、そこからずっと下るようなかたちできて、そしてちょうど交差点のところは最低になるのですけれども、いわゆる中登美ヶ丘鹿畑線のところ、鹿畑線と押熊真弓線と、交わるわけですね。そして、けいはんな線を高架で越すということですが、これ上からの地図は平坦なんですけれども、横から見た時にどういうふうなかたちになるのか、そういう絵はございますでしょうか。

〇〇会長

出ますか。

事務局

先生もおっしゃっていただいております押熊真弓線と、今回、中登美ヶ丘鹿畑線、交わる中登美ヶ丘 4 丁目におきましては、ちょうど手の矢印、ちょうどここになってくるのですけれども、ここから駅向いて、徐々に徐々に下がって行っております。で、このへんはほとんどレベルに、最初のとりつけ部分は、レベルに近いのですけれども、その後、3.9%という下りになりまして、その後 1.5%、というふうな下りで駅向いて下がっていきます。ちょうどこの部分につきまして、近鉄けいはんな線の上を立体交差いたします。ここまでは 1.5%という下りにはなっているのですけれども、ここから生駒側の道路接続に抜けて、7%という勾配になってきております。住宅地内につきましては、最大 3.9%の勾配のついた道路となっております。

〇〇副会長

そういうふうには、かなり勾配があるということになりますと、先ほどの小学生の通学問題も、それと絡まってくると思いますし、ちょうど通学時期に車が上のほうから非常に急いで通り抜けるとか、あるいはその逆もあり得ると思いますので、かなりこの何て言うのですか、歩道というものを十分安全なかたちで、確保しておいていただく必要があるのではないかなあというふうな気がいたします。ここではちょうど、関係者のような発言をなさいましたのですけれども、道路の停車帯というところ、この停車帯というのは何をどう使うのでしょうか。

事務局

お答えさせていただきます。標準断面図には、停車帯となっておりますけれども、交差点部分の構造が、交差点で右折レーンを設けます。で、交差点で右折レーンを設けますと、それが3m付加されますので、今、図面に出ておりますような構成に、車道部が10mというかたちになります。で、当地区の開発におきましては、交差点が何か所か出てまいりますので、その交差点においてこの右折レーンをとっていくという構造を基本的に考えておりますので、そういたしますと、平面図を、ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、右の端の交差点が、これが押熊真弓との交差点でございます。で、左の縦に通っておりますのが、これが鉄道でございます。その間に2か所交差点が設けられますので、そこへ右折レーンをとってまいりますと、基本的にほとんどが交差点部と同じような標準断面構成となります。

したがって、基本的には停車帯という標準的な表現をさせていただいておりますが、それは生駒市側が、駅前広場の所を道路を通ってまいりますので、そういう所で、停車帯1.5mを設ける、その一時停止が発生するというので、18mの幅員を設定されておまして、その引き続きで、道路の幅員としては18mとらせていただいているのですけれども、奈良市側の住宅地に入った所につきましては、歩道を確保したうえで、車の円滑な交通を図るということで、幅員18mの確保をさせていただいているような状況でございます。

〇〇会長

よろしいですか。では〇〇委員。

〇〇委員

今ちょっと気がつきました。ここではなかったかなあと思うのですが、私の記憶の間違いだったらご勘弁いただきたいのですけれども、生態系を破壊すると、何かオオタカが住んでいるとか住んでないとかいうのを聞いたことがあるんですね。私確認したわけではございません。その点は、いかがでしょうか。全く関係はございませんか。

〇〇会長

今の点について、お答えください。

事務局

けいはんな新線の建設当時、あるいは駅前の開発当時だと思いますけれども、今、委員のほうからお話がありましたオオタカというかたちで、そこに営巣をしているというかたちの事実関係がございませ

た。それは平成 10 年の時だったというふうに記憶をいたしております。

その後、駅前開発なり、鉄道事業が進むなかで、オオタカに関しまして、モニタリングを平成 12 年から実施をしているというふうに聞いております。そのなかで、平成 15 年当時から、営巣の形跡が見あたらないということの報告を受けております。ただ、飛来はしているというような話は事実関係としてモニタリングのなかで、確認はされているということで、うかがっております。

したがいまして、もともと猛禽類というかたちで、レッドブックですか、に載っていましたが、準猛禽類というようなかたちに、オオタカのほうの位置づけに変更されているともうかがっております。以上でございます。

〇〇会長

他に何かございますでしょうか。今、自動車の関係の話が少しありましたけれども、そのへんのところで、この道路いかなものかという、そういうようなご議論はございませんか。

何しろ、青いところは、すでに生駒市のが建設されて、一部は供用しているわけですが、そこへつながるといふかたちですから、道路の幅員なり形状なり、そんなに違えたものはできないわけですね。そのままずっと走るわけですから。そういう生駒市の先行計画がありますので、若干設計に難しいところがあったのではないかなあと、私の素人頭で思うのですけれども。そんなことも含めまして、ご疑問がございませんでしょうか。

〇〇委員、先ほど手を挙げられかけたのではなかったですか。違いましたか、そうですか、すみません。

事務局のほうで、もう少しこのところという、先ほど説明が不足した、もう少し私たち委員に理解してほしいというような、そういう説明の追加分はございませんか。

事務局

特にございません。

〇〇会長

ないですか。市の決定でございますので、賛否をとって、決定をすればこのかたちで進むということになりますが、賛否とってよろしゅうございますか。よろしゅうございますか。

そしたら、他に質問がございませんようでしたら、大和都市計画道路の中登美ヶ丘鹿畑線の変更案につきまして、これは市で決定する都市計画でございますので、都市計画法第 19 条の規定によりまして、賛否をとらせていただきたいと思います。

正式に申します。大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画道路）中登美ヶ丘鹿畑線の変更案について、原案どおり、変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、大和都市計画道路中登美ヶ丘鹿畑線の変更案について、原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、2つ目の案件に移ります。さっきほどスッと申しましたけれども、これは「奈良市緑の基本計画（案）」でございまして、市長から当審議会に諮問されるという案件でございます。この分厚い大きな冊子がすでに送られてきていると思いますが、「奈良市緑の基本計画（案）」という冊子です。

これは、これにもございますように、奈良市緑の基本計画策定委員会というところに、作業を依頼されまして、それができあがってきたということで、それに基づきましてここでご審議をいただこうとい

うことになるわけでございます。

事務局のほうからご説明があると思いますけれども、平成 19 年から 1 年半以上かけて議論してこられたものでございますので、この計画案というものの、審議会としてはその尊重をしつつ、しかし審議会として議論しなきゃなりませんので、その点でのご審議をお願いしたいと思いますが、そのためにまずご説明をお願いします。

事務局

それでは、奈良市緑の基本計画について、ご説明申し上げます。まず、送付しました資料について、ご説明いたします。

今、会長のほうからもご説明いただいたのですが、緑の基本計画について、当審議会でご審議いただくため、本年 3 月にまとめました A 4 版の本編「奈良市緑の基本計画（案）」と、もう 1 編、本日の説明のため、概要等を掲載いたしました A 3 版、先ほどの道路の計画内容の続きに入っております審議会資料を送付させていただきました。

本日の説明は、A 3 の審議会資料を中心に、概要についてご説明申し上げますが、A 4 版本編の内容についても、本編記載箇所などを併せてご説明いたします。

それでは、「奈良市緑の基本計画（案）」について、ご説明申し上げます。資料 2-1 ページをご覧ください。

緑の基本計画とは、どのような制度であるかということで、緑の基本計画の特徴を 4 項目記載しております。

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

すなわち、緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、その都市の緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を、住民の意見を反映しつつ、公表の手続きを経ることを通じて明らかにするものです。

以上が、緑の基本計画の特徴ですが、緑の基本計画策定の意義や策定による効果につきましては、資料 2-2 ページをご覧ください。

緑の基本計画策定の意義といたしまして、「緑の空間的な整合性の確保」「多様な主体間の一体性の確保」「施策等の一貫性の確保」の 3 項目を掲げており、緑の基本計画の策定により、緑のもつ「都市環境機能」「防災機能」「景観形成機能」「健康レクリエーション機能」など、多様な機能に応じて、緑を保全・整備することが可能であり、その効果を十分に発揮させるため、市民、民間事業者、行政または行政内部における関係部局など、多様な主体が協力し一体となって緑を形成することが可能となります。

また、緑の形成には、長期間の行政施策や民間活動が必要であり、緑の基本計画策定により、長期的な施策等の一貫性が担保されます。

次に、緑の基本計画策定による効果についてですが、身近な生活空間における緑に対する施策を盛り込むことにより、市民の緑のまちづくりへの参加意識や気運が醸成されることが期待でき、行政にとっても、望ましい緑の実現に向けての事業の位置づけ、必要性、効果を明確に説明することができ、重点的、効率的な事業の推進が可能となります。

以上が、緑の基本計画の特徴や策定の意義・効果についての内容ですが、都市緑地法では、緑の基本計画の策定を市町村に義務づけているものではないです。

しかし、奈良らしい緑の環境は、奈良が活力に満ち、暮らしやすく、魅力ある都市として際だつためにも重要な要素となります。

また、市民が、緑などの自然にふれあい、楽しみながら、さらに保全活動に関わることは、地域のなかで市民相互の繋がりができ、子育てや防犯・防災など相互に良い影響を与えながら広がり、ひいては地域の発展に資する重要な制度であることから、本市では、平成 18 年度から緑の基本計画策定に取り組みました。

ここで、「奈良市緑の基本計画」案策定の経緯について、ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

平成 18 年度の取り組みは、本市の緑の現況調査、調査結果の解析、そして仮題の整理を行いました。スクリーンに映写しています図は、緑の現況図です。これと同じ図が、本編 14 ページに掲載しております。

橙色が公園緑地、紫色が社寺境内地、黄色が田畑、黄緑色が山林、水色が水面等を表しております。大和高原地域におきまして、着色のない部分がございますが、この区域はゴルフ場を示しております。また、春日山より西に位置する市街化区域内における緑の占める割合が約 18%とかなり少ない状況です。

次に、平成 19 年度の取り組みについてですが、緑に関する市民意識調査を実施しました。概要については、後ほどご説明いたします。

そして、奈良市緑の基本計画策定委員会及び奈良市緑の基本計画策定市民懇話会を設置し、具体の検討を行っていただきました。

本編最後のほうになるのですが、81 ページから 82 ページにかけ、策定委員会及び市民懇話会での検討経過等に記載しております。

ここで、緑に関する市民意識調査の概要について、ご報告いたします。スクリーンをご覧ください。

調査の概要といたしまして、満 20 歳以上の市民 2,500 人を住民基本台帳から無作為抽出させていただき調査票を郵送しました。結果、有効回収数 1,138、回収率 45.5%でした。

また、調査区分についてですが、本市の都市計画マスタープランにおけるゾーンを基本とし、都祁、月ヶ瀬区域につきましては、東部ゾーンとして集計させていただいております。

調査内容は、奈良市全体の緑、住まいの周りの緑、奈良市の公園、緑化推進について行っております。奈良市全体で多いと感じる緑について、複数回答をいただきました。

山や丘陵の緑が最も多く、次いで社寺境内地の緑、公園の緑、農地の緑となっています。

次に、奈良市全体で増やしたい緑については、道路の緑、公園の緑、山や丘陵の緑、駅周辺の緑が多数を占めています。

住まいの周りの緑の量の変化についてですが、減っていると感じておられる方が奈良市全体で約 50%、変化なしが約 43%、増えていると感じておられる方はわずか 2%という結果です。

また、中部ゾーンと西ノ京丘陵東麓ゾーンにおきましては、増えていると感じておられる方は全くおられず、西部ゾーンでは減っていると感じておられる方が 63%おられました。

次に、住まいの周りの緑に対する満足度についてです。市全体で、大変満足、満足とする方は約 40%、大変不満とする方は約 25%です。

大変不満または不満とする方の多い地域は、中央市街地、西ノ京丘陵東麓ゾーンで約 30%の方が不満

に思われています。

住まいの周りの公園に対する満足度についてです。市全体で、大変満足、満足とする方は約 24%、大変不満、不満とする方は約 32%です。

大変不満または不満とする方の多い地域は西ノ京丘陵東麓ゾーンで約 36%の方が不満に思われています。

また、北部ゾーンでは、大変不満、不満とする方が約 37%おられますが、大変満足または満足とする方も 35%おられます。

今後必要な公園について多い回答は、日常的な遊びや休息に利用できる公園が約 20%、歩いて行ける距離にある身近な公園が約 14%、災害時の避難場所として利用できる公園が約 13%、生き物や植物などの自然とふれあえる公園が約 12%と多い回答になっております。

次に、緑化推進の方法については、行政と市民が協働して進めると考える方が約 66%おられます。

緑化について、行政が取り組むべきこととして重要と考えることは、計画的に公共施設の緑化を進めるが最も多く、次いで、地域ぐるみの緑化を援助する、学校での環境教育や緑化活動を援助する、住民が緑化活動に参加できるシステムをつくるが、多い回答でした。

以上が、緑に関する市民意識調査の概要についての報告ですが、本編 18 ページから 20 ページに、意識調査の概要について掲載しております。スクリーンをご覧ください。

平成 19 年度から平成 20 年度にかけ、奈良市緑の基本計画策定委員会及び市民懇話会で検討を行い、本年 2 月に奈良市緑の基本計画（原案）を作成いたしました。

この原案について、本年 2 月 13 日から 3 月 13 日まで 1 か月間、パブリックコメントを実施しております。

本編 82 ページ下の段②意見募集と記載しております内容です。意見は、9 名の方から 9 件いただきました。内容は、緑化重点地区の指定に賛成とするご意見が 8 件、街路樹の維持管理に関するご意見が 1 件で、これらの意見について修正等加え、意見内容を反映したものが、配布させていただいております、奈良市緑の基本計画（案）本編でございます。

以上のように、奈良市緑の基本計画（案）の策定にあたっては、市民意識調査の実施、「奈良市緑の基本計画策定委員会」及び「奈良市緑の基本計画策定市民懇話会」での検討、またパブリックコメントを実施し、これらの意見の集約を図ってまいりました。

このたび、奈良市緑の基本計画（案）を当審議会に諮問させていただきました理由は、望ましい都市の緑の実現にあたっては、都市緑地法に基づく緑地保全地域、緑化地域、緑地協定等の各種の制度をはじめ、都市計画法やその他の法律に基づく施策やソフトな取り組みにより実現されます。このことから、公表の前に当審議会でのご意見をお伺いするものです。

それでは、奈良市緑の基本計画（案）の概要について、ご説明いたします。

資料 2 - 3 ページ左、中段「奈良市緑の基本計画の基本理念」をご覧ください。また、本編においては、27 ページ、28 ページにおいて基本理念について記載しております。

基本理念の考えは、奈良の緑は、人々の営みと自然の関わりを通して、長い歴史のなかで培われ、現在に引き継がれた、歴史的、文化的な緑と言えます。

人と自然が共生する生活文化のなかで守られ、育まれてきた奈良の緑のありようは、まさに緑の文化であると言えます。

これまでの人と自然の関わり方に学び、新しい時代の人と自然のあり方を模索しながら、地域固有の緑を保全・再生し、また新たに創出していく必要があります。

市民・事業者・行政が連携・協働して、これまで培われてきた奈良の緑の歴史・文化的財産を守り、人々の創意を集めて、豊かな緑とそれを支える緑の文化を未来に繋いでいくため、基本理念を「歴史と自然と生活文化が織りなす緑の古都 奈良」とし、基本理念を支える三本柱として「悠久の歴史に培われた風格のある緑を守る」、「人と自然のかかわりを礎に緑の文化を未来につなぐ」、「森林、田園、まちの緑をささえる人の“わ”を育む」といたしました。

資料2-3 ページ右をご覧ください。

奈良市の緑の特徴についてですが、奈良市の地形は、東から高原、盆地、丘陵地という概ね3つの地形から構成されており、緑の特性も地形に併せて大きく異なっていることから、計画ではこの3地域を基本に整理しています。

本編では、21 ページから緑の特徴について記載しており、本市の骨格を形成する緑、歴史を象徴する緑について記述し、24 ページから地域別の緑の特性と課題について記載しています。

各地域別の主な課題といたしましては、奈良盆地地区では、オープンスペースが少ない密集市街地が多いため、身近で安全な避難地等となる公園や広場など緑のオープンスペースの確保が求められています。

大和高原地区では、豊かな自然や地域の産業を活かした野外活動、農林業体験など都市住民と交流の機会や場づくりが求められています。

西部丘陵地域では、まとまった自然緑地の減少に対応する保全策や緑豊かな住環境を維持するため、民有地の緑化の推進が求められています。

資料2-4 ページをご覧ください。

3つの地域における、緑の特性を活かした、各地域の緑の将来像を記載しています。

下の段の緑の将来像図は、3地区の将来像を抽象化し重ね合わせ、本市の緑の将来像を概念図として示しています。本編においてはこの内容は、29 ページに掲載しています。

資料2-5 ページ上の段、緑の確保目標をご覧ください。緑の基本計画では、20年間の計画的な緑地の整備や緑化に関する方針、具体的方策について定めるものです。本市では、目標年次を20年後の平成42年としています。本編では、31 ページに人口フレーム等の計画フレームの設定と緑地の確保目標量について記載しています。

本市の人口は、平成19年3月末では、約371,000人ですが、国立社会保障人口問題研究所が行った将来人口推計システムでは、目標年次とする平成42年には、3万人減少し、約341,000人となるシミュレーション結果となっています。

都市公園等の目標量は、人口1人あたりの面積を表示しております。平成19年4月には、都市公園面積は、約224ha、人口が約371,000人で、1人あたりの公園面積は約6㎡です。

目標年である平成42年には、都市公園面積が18.5ha増加し、約242ha、人口は3万人減少し、約341,000人となり、公園面積の増加と人口の減少により1人あたりの公園面積は、約7.1㎡となります。

この数値は、大規模公園である奈良公園と、今後整備が進められる平城宮跡歴史公園を含まない数値ですが、奈良公園の面積約502haを含みますと、1人あたりの公園面積は約19.5㎡、平成42年までの平城宮跡歴史公園の整備面積を含みますと、平成42年には1人あたりの公園面積は約22.4㎡となります。また、緑化の目標といたしまして、街区公園と学校等の公共施設内に占める緑化率について目標を定めています。

街区公園においては、現在緑化率が66.5%ですが、平成42年には70%に、学校等の公共施設内の緑化率21.7%を25%に増加を図る目標を示しています。

次に、資料中段に記載しています、緑の地域別方針についてですが、先ほどご説明いたしました、3つの地域における緑の特性を活かした、各地域の緑の将来像を具体化するための緑のまちづくりの方針です。

奈良盆地地域の方針からご説明いたします。

緑のまちづくり方針として、古都の歴史的環境との調和を掲げ、市街地の緑について、歴史文化遺産を核とした保全・育成、古都奈良の2極緑化拠点として、奈良公園と平城宮跡歴史公園の形成、憩いと快適、安全安心な緑のまちづくりを項目として掲げています。また、歴史的風土を象徴する環状の緑として、大和青垣、古都奈良を取り巻く田園の緑、春日山一帯の緑の保全育成を項目として掲げています。

本編では、32 ページから奈良盆地地域の方針について記載し、37 ページには、折り込みで緑の配置方針図を掲載しています。

次に、大和高原地域についてですが、緑のまちづくり方針として、生業の緑を育み美しい山里景観の継承を掲げ、山里景観の骨格となる緑の保全、生産活動を軸とした緑や自然環境の保全育成、交流を基本とした緑の拠点づくりなどを項目として掲げています。

本編では、39 ページから大和高原地域の方針について記載し、41 ページに緑の配置方針図を掲載しています。

西部丘陵地地域については、緑のまちづくり方針として、丘陵地の自然に育まれた緑豊かな住環境の形成を掲げ、新興住宅市街地の緑について、地域資源を活かした緑のオアシスづくりや水と緑のネットワークの形成などを項目として掲げています。また、矢田丘陵の緑について、西の青垣を構成する緑の保全育成を項目として掲げています。

本編では、42 ページから西部丘陵地地域の方針について記載し、45 ページに緑の配置方針図を掲載しています。

資料2-5ページをご覧ください。

緑化重点地区の計画についてです。緑化重点地区とは、緑化施策を重点的、優先的に展開する地区で、具体的には、駅前等都市のシンボルとなる地区、都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保や緑化の必要性が高い地区、緑が少ない住宅地や緑化の推進に関し住民意識が高い地区などにおいて定める地区です。

本市においては、国際文化観光都市の拠点となり、緑化等による防災機能が必要な「ならまち周辺エリア」と本市西部地域における初期の住宅地開発地域で、風致地区内にある「あやめ池周辺エリア」の特徴ある2つの市街地について緑化重点地区を定めます。

緑化重点地区として、ならまち周辺エリアのねらいは、観光施設における緑化の推進、歴史観光資源周辺の保全と緑化の推進、ならまちを中心とした緑の歴史周遊スポットの確保、緑のネットワークの形成や避難地、避難路、延焼遮断帯となる緑の確保を掲げています。

資料2-7ページをご覧ください。

ならまち周辺エリアの計画図です。重点地区の区域を朱線を表示しております。この区域は、都市再生整備計画区域として、まちづくり交付金事業による整備を行っている区域と合わせております。取り組みの方向といたしましては、観光周遊の散策路沿いや幹線街路沿線を中心に緑のオアシスとなる広場等の配置や、近鉄奈良駅及びJR奈良駅や主要観光施設の緑化を推進します。

また、社寺境内地や町屋にある緑について、観光的活用のほか防災の視点から延焼遮断帯としての維持管理の促進や、緊急時の避難場所の確保に重点をおいて、公園や広場、緑地の整備を図ります。

資料戻りますが、2-6ページをご覧ください。

あやめ池周辺エリアの緑化重点地区としてのねらいは、四季の花や緑が輝く住環境の形成、安全快適に散策できる水と緑のネットワークの形成、休憩スポットとなる緑の確保、身近な丘陵地やため池、河川など水辺の緑の保全と活用を掲げています。

資料2-8ページをご覧ください。

あやめ池周辺エリアの計画図です。重点地区の区域を朱線で表示しております。東側は都市計画道路大和中央道、南側は都市計画道路二条谷田線、西側は都市計画道路奥柳登美ヶ丘線、北側は都市計画道路一条富雄線に概ね囲まれた区域です。

取り組みの方向といたしまして、住宅地開発で残された一団の緑について、市民緑地制度を活かした保全活用やため池等を活かした公園や広場の配置を進めます。

また、ため池や河川の水辺や既存樹林地など地域資源を巡る水と緑のネットワークの形成を図り、健康志向の高まるなか、散策する快適な歩行者空間の確保を図るため街路樹の植栽や散策路沿道の宅地の緑化を推進します。

以上が、緑化重点地区についてですが、本編では65ページから71ページにかけ記載しております。続きまして、資料2-9ページをご覧ください。

保全配慮地区の計画です。保全配慮地区とは、市町村における緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市民緑地や条例等による保全措置により緑地の保全を図る必要がある地区で、具体的には風致景観の保全、自然生態系の保全など自然的環境豊かな区域に定める地区です。

本市においては、旧市街地や平城宮跡から望み見られる西の青垣である矢田丘陵について、保全配慮地区として位置づけ、緑地保全のための方針と施策について検討します。

基本方針といたしましては、矢田丘陵のうち景観的に視認度の高い区域、標高160m内外以上のスカイラインの緑地の保全を図るため緑地保全地域や重要な緑地における特別緑地保全地区の指定について検討します。

また、景観に配慮した住宅地内の緑化の推進や、里山を保全するとともに、里山を活用した自然体験学習や創造活動の促進を図ります。

ページ右の図が保全配慮地区の計画図です。本編では、72ページから75ページにかけ記載しております。

資料2-10ページをご覧ください。計画推進の基本方針についてです。

緑の基本計画を推進し、緑の将来像の実現に向け、市民、事業者、行政が連携、協働して緑を守り育む取り組みとして、市民の緑への関心を高めるきっかけや人と緑の関わりを深める取り組みを進めます。

また、里山保全活動や、花いっぱい運動、公園や街路樹の管理活動などさまざまな緑のまちづくり活動を促進し、緑を通して人と人の繋がりを広げるとともに、緑を支える仕組みづくりに取り組みます。

さらに、計画推進のための体制づくりや実施プログラムを策定します。

これらの内容について、本編では、76ページ、77ページに記載しております。

以上で、奈良市緑の基本計画（案）の概要説明を終わります。よろしくお願ひします。

〇〇会長

ありがとうございました。たいへん分量の多い資料をこのように丁寧にしかもコンパクトに説明していただいたので、ある程度わかったんですけども、ここに、最後にありますような基本計画策定委員会のメンバーでいらっしゃったお1人が〇〇副会長ですので、ちょっと補足するなり計画のポイントなりを、我々の関心をひくような、そういう点がございましたらお願いします。

〇〇副会長

とにかく膨大な資料といいますか、堅実な資料になるわけでありませけれども、そのデータをどういうふうにまとめていくかということが一番大きな課題になりまして、それで、A3の2-3ページにございます、奈良市緑の基本計画の基本理念という、この3項目が、まとめて、それで具体的に拾っていくというかたちで、編纂されてきました。

ただ、非常に時間が短い。これだけのことを全部やりますのには、非常に短くてエイヤというようなかたちで切り捨てなければならぬところも出てくると。ですから、たとえて申しますと、先ほど、〇〇委員から、京阪奈あたりの猛禽類の行動というようなご質問がございましたけれども、あのあたりは非常にいい緑なんですけれども、ああいった所は、案外さつと切り捨てられてしまう。切り捨てられておりますので、したがってここにはそういうかたちのものは出てこないんですけども、あそこは奈良市としてはちょうど生駒それから京都府との境目にあたるような場所で、非常に北風、北から特に冬吹きつけてくる風というのが非常に強いのですが、それが森で防風されておったといういきさつがございます。

次の段階では、あそこの緑地も全部住宅地になるということを踏まえての話になると思いますけれども、非常に立派な、文言は3行に渡って揃えておるわけでありませけれども、そういうふうな切り捨てられたところもあるということ、だからそういったものをどこで活かしていくかということ。

それともう一つは、世界文化遺産というものを奈良市は市内に持っておりまして、人口が多いまちで、まちの真ん中に春日山原始林のような立派な森林が広がっていると。そういうような所は他にはございませせん。で、そういった所をどういうふうに保全していくかというようなことについては、これもいちばん簡単な、この緑の保全保護になるわけでありませけれども、そういったことについての話は出てこなかったというよりも、結局、天然記念物の奈良の鹿という、いっぽうで非常に立役者がいるものから、それとの接点ということで、悩みがあったという点でございます。

そういうことで、とにかく去年度でまとめ上げなければならぬというようなことで、これの会長は宮城教授でありますけれども、たいへんご苦労されたということはございます。皆さん方のご意見なんかを基本にいたしまして、これから先、いい方向で保全あるいは保護していくという、そういうふうな緑の基本計画に仕上げていく必要があるのではないかというふうに考えております。簡単でありますけれども。

〇〇会長

ありがとうございました。急をお願いして申しわけありません。

〇〇副会長

いいえ。

〇〇会長

先ほどの説明にもありましたように、この緑の基本計画というのは目標年次が平成42年度ということで、だいたい20年目標。すでに当市が持っております都市計画マスタープランとかと同じようなスタンスで緑化、緑をどう考えていくかというプラン、壮大なプランということなんだろうと思います。

今、〇〇副会長からありましたように、そういうなかから大事なものでちょっと漏れているところもあるというようなご指摘もありましたけれども、そんなことも含めまして、しばらくご議論をあるいは

ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、〇〇委員お願いします。

〇〇委員

すいません、あの、せっかく出席させていただいているので意見なんですけども、資料とかはすごくよくできていると思ってまして、別に修正してくださいとかそういうのではないんですけども、ちょっとよく分からなかったのがこちらのページでわりと、このこっち側の大きい資料のほうで、2-2というところで、基本計画策定の意義というので①でいちばん最初に骨格となる緑、特徴ある緑を配置していきましようということ、配置していることすごく意義がありますよというような話があって、こちら側の、この冊子にはあまりその話がなくて、現況分析の所だけ骨格の緑がこうですねと、21ページでしたっけ、この辺に、22ページですよ。そういうふうなのはあるんですけど、まず、骨格の緑と骨格でない緑というのがちょっとわかりにくいのかなあっていうのが個人的に思いました。

それで、それはたぶん理念の話なんで、印象ある言葉さえあればいいというのはその通りなんで、別に定義をはっきりしてくださいとか、そういう意味ではないです。そういうのもたぶん大きいので、たとえば、何となく私がイメージするのが、骨格の緑っていうのは、奈良市全体どこへ行っても見えるっていう緑とか、山とか、上から見たときのすごい大きい緑の公園があるとかそういうのかなあと。骨格でないというか、特徴ある緑っていうのは、街、街に行った時に、ここは、どういう緑が多いとか、あるいは庭先にすごく緑が多い所ですねとか、道路の植樹はこういう緑で統一されているとか、まあそういう身近なものかなというぼやとしたイメージはあるんですけど、そうするとその、何て言ったらいいんですかね、私は緑関係は全く素人なんであれなんですけど、市民の皆さんの目から見ると緑っていうのは、たとえば都市公園の緑であろうが、どこの緑であろうが、そんなに変わらないのかなと。どっちかっていうと、その、すごいまさに骨格の緑と特徴あるというか、小さな緑みたいな感じでイメージされてるのかなと思って最初読んでたんですけど、ちょっと残念だったのが3ページ目でいきなりこっち側で、基本計画の3ページ目で、いきなり法律っていうか管理者、まあ行政の方なんでそうなんですけど、私も含めてそうなんですけど、管理者から見た緑の分類になってしまっていて、ちょっとそれが残念かなと思いました。

いちばん後ろのその緑の計画を推進するときに管理者でどうやって推進していきましようという役割分担は、この本ページの70ページくらいから後のやり方の所でね、それぞれの管理者の話でこうやって進めていきましようとかっていうのはそれは管理者としての責任とか姿勢があるんでいいかなあと思ったんですけど、いきなり最初からこう、管理者の目で見えしまうと、市民の皆さんから見たらちょっと遠い感じになってしまうのかなというイメージがあって、最初はどっちかっていったら、私はすごくとつきやすかったのは、骨格となる緑、特徴ある緑っていうのは定義はないんですけども、すごくいいなっていうんですか、キャッチかなというふうに思っていたんですけども、それがいきなりブレイクダウンされてしまったのがちょっと残念かなと思います。

〇〇会長

えっと、今の〇〇委員の意見に誰かお答えいただくことはありますか。ちょっと〇〇委員お待ちください。

事務局

3ページの緑地あるいは緑という定義につきましては、緑の基本計画策定のマニュアルに沿って明らかに分類をさせていただいてまして、それを基本にして、緑というのはこういうものが基本計画の中でいう緑だとかたちの意味あいとして掲載させていただいております。

また、緑の、奈良市の骨格を形成する緑につきましては、市域全体をとらまえたなかでの骨組みとなる緑ということで、本編の22ページに掲載をさせて頂いております。たとえば、市街地を取り囲む骨格の緑地ということで春日山原始林と若草山周辺。あるいはその市境界を構成する中では丘陵といわれている平城山丘陵とか矢田丘陵、そういったものが奈良市を取り囲む骨格をなす緑だということを考えていまして、南に行きますと目をやりますと、やはり農地の広がり、これも貴重な緑やということで、総論としてですね、奈良市の市街地を取り囲んでいるのは、この骨格をなしているんじゃないかなというふうに考えております。

また、施設関係で申しますと当然、奈良公園、あるいは今、歴史公園として整備を進めていただこうとしております、平城宮址の歴史公園。これが市街地の中での核となる緑、緑地ということが言えるかなというふうに思っています。

また、いっぽうでは、道路あるいは河川というのも非常に貴重な緑の創出する空間ということが言えますので、そういった主要な幹線についての緑化推進を核として進めていきたい。そこから広がりをもたせていきたいという思いももっております。

まあ答えになっているかどうかはわかりませんが、そんな思いで基本計画を策定させていただきました。

〇〇会長

〇〇委員よろしゅうございますか。

〇〇委員

一つだけ言わせていただくと、私が実は違和感を持ったのは22ページ、23ページを読んでいてそう思っていて、なぜかといったら、22ページと23ページは結構、まあこれは隣同士のページだったからよけいそう思ったんですけど、写真を見ると平城京跡の所ってわりとよく似た写真だなあと思って、そうすると、なんか骨格っていうのはどれくらいの規模なのかなとまずちょっと疑問に思ったんですね。で、それと、自分のなかのイメージではやっぱり骨格って言われたのと、あともう一つはその、個々の特徴ある緑っていうのは先ほど一番最後のほうにおっしゃったんですけど、大安寺と薬師寺のほうかなあと私のイメージではあったので、何となくまあ、どういう仕切なのかなっていうことと、それと今のブレイクダウンするところのその作業はどうなっているのかなというのはいちょっと疑問に思ったのです。すいませんでした。ありがとうございました。

〇〇会長

〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

私のお尋ねしたいことはまず1点。行政がなすべき仕事が多いと。もちろん熱意は分かりますよ。長期の。でも西のほうの公園を見ても、木の枝はどんどん伸びて剪定する人もない、手入れする人

もないし、公園緑地課にお願いしたらなかなかできません。これがまあ実情やね。学校の校庭に植えられている木も、枝が張り茂りフェンスを傷めて、これは誰が整備するのか。

街路にしても同じような問題がたくさん起こります。これはもう実際体験してらっしゃると思います。だからこの計画には行政が役割を果たすところが非常に大きい。それだけの認識を持って予算その他のことを対応していけるのかということですね。もちろんこの緑の計画を立てる以上は、その会議もしてらっしゃると思いますけども。それが1点。

それから大きく分ければ、開発と保存というところになりますわな、最終的には。そしたら、今日仮にこの線が出てますわね。計画にはね。だから奈良市も次が開発にこの申請があるべき事に対してね、どのように対応しているのかと。どんだんあの辺は全部10年15年あまり前は全部山だったわけですね。ご存じですやろ。みんな審議会で作ってましたもん。あの街を埋めて。そやけども緑地を残すと言うたけども、中登美ヶ丘の所にも細い緑地帯を残しているだけですわな。これを自らやっている。奈良市はやっている。条例に基づいて開発を許可おろしてらっしゃるわけでしょう、今現在は。

だから私はやっぱりこの、難しいところもあると思いますわ。開発と保存で、それをなすべきことは。まあ言うたら矛盾点が多いということですね。河川もそうでしょう。非常に写真はたくさん出ていますけど、緑地をしようと思ったら河川の整備をして、そして堤防にきれいな木を植えて、そして市民が親しんでいただくと。これは市の書いた通りですわな。ところがそれに対する手入れが非常にかかりますわね。ある所の神社で公園で桜の花見大会をしていますけど、年間相当な手入れと肥料とが要りますと。

だから私は奈良市の行政がどれだけの、この計画に対して対応で臨んでいられるかということが一番最大やと思いますわ。そうは思わないですか、助役、副市長。私は尋ねたいです。あなたも一緒に再開発やってきた仲やから。

いかんとは言ってませんよ。その態度がね、必要だと言っているんですよ。

〇〇会長

お答えできますか。

副市長

市としては、保存と開発、これの調和をいかにとっていかねばならないか、命題だろうし、今後も背負っていかねばならない課題であるということは十分認識もいたしております。そういうところは今、〇〇委員のご指摘もございましたし、その辺をしっかりと対応してですね、この計画を成就すると。こういうことは今後、平成42年までの20年間だけじゃなくて、ずっとこう奈良市に課せられた課題であるということは、十分認識もいたしておりますので、その辺について予算の配分なんかもしっかりとやっていかねばならないと心より思っております。

おっしゃるように木が生い茂っているばかりでは景観等の問題もありましょうし、そこで親しむこともできませんので、その辺はよく考えてこの計画を進めていかねばならないと、このように思っているところでございます。よろしく申し上げます。

〇〇会長

はいどうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

また新たな計画をしていくというのは、それはわたしは議員として大切なことだと思いますけど、現在奈良市がお持ちの緑地を再整備していても、十分私は今のこれなんかはね、応えられると思いますわ。だからもう、公園の整備でも行き届いてないですよ、実際問題として。これは私は実際のことを言っているんですよ。もし私の言うことについて疑問があるようでしたらね、学校で河川を見てみなさいな。富雄川でもね、あの、大和川の分かれ道からずっと見てきても、富雄のあたりは奈良市の所がいちばん汚い。これは私が前々から申しているとおりです。だからそら、美しいことに対して、そら継承していくのありがたいことですけどね、行政が如何にね、これについていけるか、この計画についていけるかというのが、大きな私は課題だと思いますよ。その辺十分に認識をしていただいてね、やっぱり計画に取り組んでいただきたいとお願いいたします。

〇〇会長

はい、わかりました。はい、それでは〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

私も今〇〇委員がおっしゃったようなことを非常に危惧して聞いておりましたですね。ここはまあ都市計画を審議する場ですから、計画というのはだいたい、いいことづくめなんですね。緑の基本方針、基本計画でもそうなんです。

しかし結果としてその計画が良かったかどうかと言うのは、実は結果としてみた場合、今言われたような都市管理がきちんとそこに並行して張り付いているかどうかの問題なんですよ。どこでも都市計画を審議するときと同時に都市管理の問題を審議していかないと、計画が結果として実現していかない。それは今〇〇委員がおっしゃったとおりなんですね。

それで2—10 ページの所に、計画推進の基本方針という所がありまして、それで先ほどおっしゃったように、いろいろ緑を増やしていく、手入れをする所はどんどん増えていくにも関わらず、20年後には人口は3万人減るのですね。つまり人口は減る、おそらく財政の収入は減るということになるだろうと。そうしますとそのいっぽうで緑が増えていく、あるいは計画は増えていく。

そういったものに対して人的資源や税や財源や、あるいはそれに関わらず、技術というのですかね。手入れする技術、どうやってそれを維持していくかと。私はこれは全部行政が請け負うというかたちではなくて、やっぱりここにも体制づくり、システムづくりと書いていますけど、でもやっぱり市民を巻き込まないといかんと思うのですね。で、市民にそういう緑に愛着、そういう気持ちを啓発し、そして技術を教授し、そしてブロックごとにそういうシステムづくりをやって、それを少しずつ積み重ねていかないとですね、20年後にはこういう姿にはなりにくいのではないかと。その所が一番心配で、もういみじくも〇〇委員がおっしゃっていたので私があえて付け加えることはなかったんですけども、ちょっと同様な意見を申し上げます。

〇〇会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

まあこれまでのところ、内容にというよりもむしろその、管理、行政の関わり合い方、といったところに疑問があるといいますか、心配があるというようなお話が多かったように思いますが、中身についてはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

〇〇委員

ちょっとすみません。

〇〇会長

はい、〇〇委員。

〇〇委員

これは何か、決めるわけですか。

〇〇会長

これは市長からの諮問でございますのでね、あらかじめお届けはさせていただき、今日 30 分ほどちょっと時間をとって説明していただいたんですけどね。

〇〇委員

どちらかということを決めるわけですか。

〇〇会長

いやいや、ですから、これは市長に答申をしなくちゃならない。だから答申をいたしますけどよろしいかと言うことで最後締めくくろうと思っているんですけどね。

〇〇委員

継続審議にして、のせるわけですね。

〇〇会長

そうです。

〇〇委員

そういうことですね。

〇〇会長

はい。

〇〇委員

私はやっぱり、そういうことでね、今先生のおっしゃったようなことをしてね、

〇〇会長

もちろんそうしますよ。

〇〇委員

あの内容についてはね。

〇〇会長

ご意見を聞きっぱなしと言うことはありませんから。

〇〇委員

内容については、もっともやと思いますけども、それについては管理ですね。都市管理。それを付け加えていただいたら問題はないと思いますけど。

〇〇会長

そうさせていただきますけど。一步前に進めていただいてありがとうございます。

〇〇委員

もう一つですけどね。市民が仮に街路の枝を切ったとしても、一人が一袋切ったら所帯が 10 万所帯あったら 10 万袋できるわけですよ。全部奈良市が取りに行くと、焼却所で焼いてもらうっていうのが今の世の中ですからね。昔のようにちょっとその辺の道路のほうで焼いとくということはできませんからね。これは私、管理というのか、というものが大事だと思いますわ。実際のところ、わざわざ切って、30センチに切って、持っていくわけなんですけどね。まあだからこの、これだけの書いたとおりに徹底しようと思ったら、いかに行政の方、専属に従事している人が毎日 50 人ぐらいやってもらっても、私は追いつかないと思いますよ。ゴルフ場がああぐらいの綺麗にしているっていうのは、やっぱりゴルフ場に働いている人がたくさんいるということでしょう。木を手入れして芝を手入れしてっていう。

だからこの奈良市の緑地を管理するにはね、1 ゴルフ場の管理者がどれくらいたくさんいるかっていう事を想像されてもね、資金は相当かかると思いますわ。先生のおっしゃるとおりです。えらいすいません、どうも。私らの意見を付けて、内容についてはそういうことが大切ですよという内容ですよ。

〇〇会長

わかりました。

〇〇委員

これがいかんと言っているんじゃないですよ。

〇〇会長

そのように聞いています。どうぞ、〇〇副会長。

〇〇副会長

あの、今、〇〇委員さんが木を切ってもそれを始末するのが大変だというようなお話がありました。燃やしてしまいますと、結局二酸化炭素がそれだけ出てくるわけで、むしろこれを肥料のようなかたちに使うということは今盛んに行われておりまして、わりに小型の機械なんかもつくられておるんですけども、そういったかたちで肥料としてまた還元していくという、そういうふうなやりかたですね。

あるいはまた、ペレットのようなものをつくって、暖房用に使うとか煮炊きに使うとかっていうようなことも可能ではなかろうかと思しますので、まあ方向としてはやっぱり緑を保全していくというかたち。でその緑は一体何を、緑と言いましても種類が 3000 種類、4000 種類とあるわけですから、その中

でその地区にあった樹種とか、あるいはまあそういった種類を使って緑をつくっていくという、そういう方向で考えていかねばならないのではないかなあというふうには思っておりますが、たぶん〇〇委員もご存じだろうと思うんですけれども、現状としてはだいたいそういうふうなかたちで進んでおります。

〇〇会長

ありがとうございます。

それでは時間もぼつぼつということでございます。特にご発言ございませんようでしたらこの市長への答申をいかがいたしましょうか。

はいどうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

いろいろ意見を頂戴しましてお聞きしましたが、この件につきまして第1案第2案は会長副会長に一任いたします。内容も含めて。以上です。

〇〇会長

というご意見ございましたが、よろしゅうございますでしょうか。ご同意いただけますか。

はい、それでは今日出ましたかなり重要なポイントをですね、それぞれ意見を付けまして、基本的には基本計画を参照して答申をします。でこれは正副会長の責任においてさせていただくということによるしゅうございますでしょうか。

(「お願いします」「異議なし」の声。)

〇〇会長

ありがとうございます。じゃあそのようにさせていただきます。

〇〇委員

ちょっと会長。あの要望をちょっと言ってよろしいですか。

〇〇会長

どうぞ。

〇〇委員

その他の事項ということになると思いますが、私、以前からいつも申し上げているのですが、この当審議会ではいつも提案されていまして、ずっと以前から非常にその、基本計画を今日提示されまして、変更が非常に多いんですね。変更の変更というのが。今回はここら辺を変更しますが、以前もこういうことも多々ありまして、私、要望を申し上げて、今日も要望だけにいたしますけれども、とりあえず、いろいろ理由もあってそれは了解しますけれども、当初の基本計画は非常に、立案するとき、安易に、甘い考え方の計画をしているんじゃないかというようなこともちょっと懸念する次第でございます。

第2点と致しましてはもちろん県との調整なり、県も決定してきて県の決定したやつは市は何も申し上げられないと言うようなかたちになるかとは思いますが、奈良市はご承知のように、他市と

比べて今、中核都市になる位置でございまして、県に対してもいろいろな計画、いろいろな行政の面についても、毅然たる態度でひとつ臨んでいただいて、そういうことを今後私の要望にいたしたい。要望でよろしいので書いといてください。以上であります。

〇〇会長

ありがとうございます。

あの1点目につきましては元の計画が安易であったということもあるということをおっしゃいましたけれども、たとえば今日の変更というのはこれはまあ付け加えなんですよ、新たに。こういう道路を付けると言うことで。これはしかし都市計画の道路としては変更ということになりますので。

〇〇委員

その点は理解しております。特に申し上げました、奈良の場合は昔の、何なんでしょう、都市計画でございましてね。道が非常に曲がったり、たとえば蛇が蛙を飲んだような道路が非常に多うございます。非常にあの、改築、改良はしにくいと思いますけれども、それは今の構想化される交通のあれについてはですね、やはりそういう面も十分配慮して、今後ともそういう面も十分、奈良の実情を考えていただいて配慮していただきたい、かように思うわけです。以上でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。そしたら、県決定の都市計画に関してはやはり国土交通省等の補助金の問題もありまして、どうしても県決定ということになることが多いと思うんです。まあ今日の場合は市決定の道路でございましたけれども。

したがって、しかし、これまでもこの席でもいろいろご意見があったことはすべてそれを付けたかたちでですね、県の方に答申しているつもりでございますけれども、一つよろしく今後ともお願いしたいと思います。

それでは本日の審議会はこれを持って議事は終了させていただきます。

あと事務局の方でなにかあれば、はいどうぞ。

事務局

2点報告事項がございます。

まず第1点目は都市計画道路の道路網の見直しについてでございます。現在奈良市では69路線169.59kmの都市計画道路の決定がなされておりますけれども、これの現在の整備率は平成20年度末で約52%となっております。しかしこの道路網が骨格部分が決められましたのが昭和40年代でございまして、人口増加ですとか経済の成長、交通量の増加等を前提に計画決定されたものでございます。近年の人口の減少、それから経済の低成長、社会情勢の変化等、またさらにその、平成17年の交通センサスによると昭和42年の交通量は平成17年に比べまして2.6%減少する見通しとなっております。その中で既に決定されております都市計画道路の車線数、それから道路そのものの必要性についても、やはり変化が生じつつあるのではないかというふうに認識をいたしております。

そこで奈良市では今年度から都市計画道路網の見直し作業に着手をしたいというふうに考えております。まず今年度、21年度におきましては交通道路にかかる形状ですとか、課題の把握及び道路機能から見た現在の道路網の位置づけの整理を行い、さらにそれを踏まえまして路線別の確定づくりをやり、

平成 22 年度以降で将来交通量による交通量の再配分、必要性の評価等から見直しのガイドラインの作成等を行ってまいりたいと、このように考えております。

これにつきましては、一定の方針案がまとまりました段階で、この審議会にお諮りをし、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

さらに、もう 1 点でございますが、大和都市計画区域の第 5 回定期見直しについてでございます。市街化区域と調整区域の、いわゆる線引き等の見直しにつきましては、概ね 7 年から 8 年の間隔で行われておりまして、前は平成 13 年 5 月に変更をなされております。奈良市では、平成 16 年度から、都市計画法に基づく基礎調査を行いまして、平成 17 年、18 年にはその調査の解析を行いました。

昨年の 8 月に、奈良県より今回の定期見直しに関する基本方針が提示され、今年中には、県素案が示される予定となっております。その後、公聴会を経まして、市国都審、この審議会並びに県の都市計画審議会にお諮りをした後、平成 22 年度末を予定として、変更の告知をされるというふうな予定となっております。

そこで、この奈良県の素案が提示されました段階で、この審議会にお諮りをいたしまして、ご審議なりご意見をいただく予定をしておりますので、これも併せてよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

司会

最後に、副市長より謝辞を申し上げます。

副市長

副市長でございます。委員の先生方には、お忙しいなか、またお暑いなか、ご出席を賜りましてありがとうございます。そしてまた平素は市政の推進にいろいろご支援ご指導賜っていますことを重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日、都市計画決定をいただきました大和都市計画道路の変更、それからご審議を頂戴いたしました奈良市緑の基本計画、さらにはいろいろいただきましたご意見、これらにつきましては、今後のまちづくりに活かしてまいりたいと考えているところでございます。

委員の先生方におかれましては、ちょうど季節の変わり目でございます。どうか健康には十分ご留意をいただきますことと、今後ともご指導ご支援をよろしくお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

司会

事務局からは以上でございます。〇〇会長、閉会をお願いいたします。

〇〇会長

それでは本日の審議会をこれにて終了いたします。たいへんご苦労さまでございました。

司会

〇〇会長はじめ委員の皆様方ありがとうございました。